

社会福祉法人大仙ふくし会 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

法人が掲げる経営理念、法人理念、運営理念を達成するためには、職員一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる環境整備が重要であり、その一環として次世代育成支援の視点に基づき、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 法人の課題

- （1）女性職員の育児休業取得率は高いが、男性職員の取得率が低い
- （2）年次有給休暇取得率は増加傾向にあるが、厚生労働省就労条件総合調査の取得率や取得日数に達していない

3. 計画期間内の目標と取組内容・実施時期

【目標 1-1 男性職員が配偶者の出産や子育てに参画できる休暇制度を導入する】

【目標 1-2 育児休業等の取得率について以下の水準をそれぞれ達成する】

①女性職員：90%以上の維持

②男性職員：15%以上（育児休業及び子育て目的の休暇制度取得）

- ・ 令和2年4月～
 - ①母性健康管理/ワーク・ライフ・バランスに関する取組集及び規程等を随時更新し、法人の制度や取組を継続して周知する
 - ②男性職員向けの標記制度を導入する
- ・ 新制度導入後～
 - ①全ての職員に対する周知及び管理職等を対象とした研修を行う
 - ②育児休業制度や標記制度の取得状況を毎年調査・管理しながら、取得しやすい雰囲気づくりに関する情報提供や研修を実施する

【目標 2 年次有給休暇の平均取得日数を前期行動計画最終値よりも1日以上増加させる】

- ・ 令和2年4月～
 - ①年次調査を継続し、取得状況を管理していく
 - ②各施設で取得状況を管理し、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに寄り添った取得促進を行う
 - ③関連が深い時間外勤務状況も継続管理し、必要に応じて業務分担の見直しや業務改善等を行いながら、時間外の削減に努める
 - ④取得しやすい雰囲気づくりに関する情報提供や研修を行う